

【国の基準による訪問型サービス】A2 つくばみらい市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種別	項目									
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)		1,176単位	1,176	1月につき		
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割		39単位	39	1日につき		
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)		2,349単位	2,349	1月につき		
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		日割		77単位	77	1日につき		
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,727単位	3,727	1月につき		
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		日割		123単位	123	1日につき		
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	※週1回程度：4回/月まで(4回/月を超える場合は「1111(1,176単位)を使用」) ※週2回程度：8回/月まで(8回/月を超える場合は「1211(2,349単位)を使用」) ※週2回を超える程度：12回/月まで(12回/月を超える場合は「1321(3,727単位)を使用」)		287単位	1回につき		
A 2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位			
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(二)所要時間45分以上の場合			220単位			
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163			
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき		
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2			
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2				
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		3単位減算	-2			
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割		1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1			ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2				(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2				
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき		
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算 日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算 日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算 日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき		
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算	100			
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200			
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき		
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2	(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		所定単位数の287/1000 加算					
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1	(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ		所定単位数の249/1000 加算					
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2	(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ		所定単位数の266/1000 加算					
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の207/1000 加算					
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の170/1000 加算					

変更

新設

廃止